

全 員 協 議 会

日 時 令和 6 年 9 月 4 日（水）
午前 9 時から
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 2 7 ～ 3 1 回議運決定事項

令和 6 年 7 月 4 日（木）

令和 6 年 7 月 2 6 日（金）

令和 6 年 8 月 9 日（金）

令和 6 年 8 月 2 6 日（月）

令和 6 年 9 月 2 日（月）

1 議会基本条例の検証について

令和 6 年 8 月 7 日（水）に非公開の議会基本条例の検証に関する意見交換会を行うことを決定し、同日実施した。現在、継続して審査中である。

2 服装の自由化について

令和 6 年第 2 回（6 月）定例会に引き続き、令和 6 年第 3 回（9 月）定例会においても試行期間とし、委員会のみで服装を自由化することとした。

3 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について

厚生年金への地方議会議員の加入の趣旨に賛同し、令和 6 年第 3 回（9 月）定例会において**資料 1**のとおり委員会提出意見書案を提出することとした。

4 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）の審査において挙げた検討事項について

山陽小野田市議会における公務の定義は、**資料 2－1**のとおりとした。また、当該公務のうち別に欠席届の参考様式があるもの以外のものを欠席する場合には、**資料 2－2**の欠席届を公務の主宰者に提出することとした。

5 山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情の取扱いについて

資料 3の陳情書について、急施の案件として議長からの諮問があったため、令和 6 年 7 月 4 日（木）付けで調査委員会を決定することとした。なお、当該調査委員会は、産業建設常任委員会とした。

6 陳情書(議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情)について

議長に対して**資料 4**のとおり報告した。

7 議席の一部変更について

令和 6 年 8 月 22 日付けで白井健一郎議員が会派至誠一新会に入会したことに伴う変更であり、**資料 5**のとおりとした。

8 令和 6 年第 3 回(9 月)定例会に関する事項について

(1) 会期案は、9 月 4 日(水)から 9 月 27 日(金)までの 24 日間とした。

なお、議案名は**資料 6**のとおりである。

(2) 議事日程案は、**資料 7**のとおりとした。

(3) 陳情・要望書等の取扱いについては、**資料 8-1**から**8-3**までの陳情・要望書等 3 件について、取扱いや調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情 ・・・ 資料 8-1	なし (読み置く)
議会運営に関する陳情書・・・ 資料 8-2	議会運営 委員会
地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の 要望・・・ 資料 8-3	産業建設 常任委員会

委員会提出意見書案第 号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和 年 月 日提出

提出者	議会運営委員会委員長	宮 本 政 志
賛成者	議会運営委員会副委員長	森 山 喜 久
〃	議会運営委員会委員	伊 場 勇
〃	議会運営委員会委員	大 井 淳一朗
〃	議会運営委員会委員	笹 木 慶 之

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会

1 議会における公務

＝ 議会が法律・条例等に基づいて議会活動を行っているときにおける議員の活動【(参考) 福島県市町村総合事務組合・議会の議員及び非常勤職員公務災害補償実務の手引き】

2 議会活動

＝ 合議制議事機関である議会の構成員としての活動【(参考) 判例から学ぶ政務活動費の実務】

3 1、2を踏まえた本市議会の公務の例

- (1) 開会中の本会議、委員会への出席
- (2) 議会代表又はその代理としてイベント等への出席
- (3) 議会閉会中の委員会への出席
- (4) 議会代表若しくはその代理又は委員会活動としての出張（所属する議長の会議への出席、委員会の視察等）
- (5) 地方自治法第100条第12項により定められた会議規則に基づく全員協議会への出席
- (6) 地方自治法第100条第13項により定められた会議規則に基づく議員派遣（議会報告会、モニターとの意見交換会、市民懇談会等）

4 1、2を踏まえた本市の議員の公務に当たらない活動の例

- (1) 会派活動・議員活動（会派・無所属議員の視察、陳情活動、住民相談等）
- (2) 政党活動
- (3) 選挙活動
- (4) 後援会活動
- (5) 私人としての活動

令和 年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

山陽小野田市議会議員

欠 席 届

令和 年 月 日の公務には、次の理由により出席できませんので、
届けます。

欠席する公務

理由

令和 6 年 6 月 28 日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

小野田 3929C-202

樋口 晋也

山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情

令和 4 年春、株式会社フレッシュ（高橋真也社長）（以下、「フレッシュ」という）が県より地方卸売市場の認可を受けました。それにより市は地方卸売市場を育てるために旧山陽小野田市地方卸売市場跡地及び施設の貸出について市議会に減免措置の承認を求める議案を上程し、市議会はこれを可決しフレッシュは減免措置を受けることとなりました。

そして 2 年後の今年令和 6 年 3 月、政経フォーラム 21 発行の政経ジャーナル 2024 年 3 月号（別紙資料）（以下、「別紙」という）で市場についての意見広告が市内に配布されました。

市議会には「フレッシュ」の減免を承認した一定の責任があることは言うまでもありません。

市議会は「別紙」を踏まえ市場は今どのような状況であるかについて所管事務調査を行う、即ち市民の財産がいかに関与されているかの確認を行わなくてはならないのではないのでしょうか。これがまさにチェック機関として議会の果たすべき職責だと考えます。

しかし「別紙」の配布から 3 ヶ月以上過ぎた今現在も調査は行われておらず何が事実であるのか、市場関係者はもとより市民も不安を抱えた状況が続いていることは大変遺憾であります。

議会におかれましては、市民を代表者するものとして可及的速やかに市場について下記調査を含め議会としての審査を行なっていただきますよう陳情いたします。

記

- 1、別紙に掲載されている損益計算書、貸借対照表について間違いのないものであるかどうか、また市はこれを把握しているか。
- 2、市が契約書から推察できるフレッシュが得る転貸による令和 5 年度の家賃収入はいくらになると予測するか。
- 3、フレッシュが減免によって市に支払う令和 5 年度の家賃は年額いくらか。
- 4、別紙によればフレッシュの今季令和 5 年度の売り上げは 1 億円を見込んでいるとのことであるが、市はこの事実を把握しているか。また市はフレッシュの今年度売り上げをいくらかと推察している

か。また一般的な青果の地方卸売市場の年間売上高或いは売上高の平均値の目安はいくらか。

- 5、別紙によれば今年2月にとある事業者がフレッシュに対して市場活性化のために半分を借り一緒に市場を盛り上げたいとの相談があったというのがこの事実を把握しているか。
- 6、上記5の内容は別紙にある「市場運営ではなく賃貸で稼ぐつもり」であるとの主張を裏付ける1つの材料となり得るもので、市及び議会は把握する必要がある。
- 7、上記1、2、3、4、5の内容は議会として今後も減免するに相応しいかどうかの判断材料となるので、市に調査を求める必要のある事項である。
- 8、そもそも地方卸売市場を運営する上で売り場の半分を仕切り、貸し出すことが適切な市場運営と言えるかどうか執行部の考えはどうか。また現在も仕切ったままであるのは何故か。
- 9、フレッシュが上記8での運営で良いということは、上記4の他市場ほどの売り上げを目指していない考えであるように見て取れるが市はどのように考えるか。
- 10、上記1～9を踏まえ市は、フレッシュとの契約について「計画通り現状維持」、「契約の途中解除」、「契約更新しない」、「減免の内容変更を上程」、「減免の議案上程をしない」等々選択肢があるが、現時点で具体的にどのように考えているか。
- 11、市は上記10に関わる今後の減免措置を含め契約に関わる結論をいつまでに出す考えか。
- 12、仮に市が計画通りの減免措置の議案を上程する場合、その審査に十分納得できる資料や裏付けのある計画等が議会側に示されると考えて良いか。
- 13、何らかの事情によって地方卸売市場の運営が困難となった場合、付属店舗の営業はどのようになるのか。
- 14、付属店舗には上記13についての説明がなされているか。その説明はフレッシュと付属店舗との契約前に行われたか。誰が行なったか。付属店舗が納得しているか。
- 15、記事に「役員貸付金に対する利息の支払いがなされていない」とあるがこれは法的問題が出てくる可能性がありこの事実確認をすべきである。
- 16、上記15の調査によりもし違法行為が確認された場合、他の内容とは異なり重大な問題であると考えるが、市はその場合どのように対応するのか。



以上

2024. 3 月号外 政経ジャーナル

発行：政経フォーラム 21 代表：樋口晋也 連絡先：080-6337-2356

危険

山陽小野田地方卸売市場

本紙は過去に市場問題を取り上げ追ってきた経緯から、現在の「山陽小野田地方卸売市場」（開設者：株式会社フレッシュ 高橋真也社長（以下、「フレッシュ」という）の状況について1年近く取材をしてきた中でフレッシュの令和4年度決算書（ページ下参照）を入手した。市の土地を活用しての青果物の物流拠点という大きな役割を持つ、公共性公益性のある地方卸売市場がどのような状況にあるのか市民の関心のあるところだ。

貸借対照表の資産で気になったのは、現金と普通預金合わせて235万円余りの現金しかないことです。資金ショートしないか不安です。

しかも役員貸付金（会社が役員に貸し付けているお金）が約700万円、会社に現金がないにも関わらずです。またそれに対しての支払利息が計上されていません。これでは個人と会社のお金が明確に分けて管理されていない放漫経営に見えます。

これについて問題視したその一番の根拠は2000万円超えの長期借入金があることです。

この山陽小野田地方卸売市場は、令和4年7月に開設されたものでこの決算書は1期目の決算書と思われる、僅か1年で2000万円の借入はどこに消えたのか、何故現金が1/10まで減ってしまったのかということです。

市場に見えないし衛生面で不安？

昨年春から市場の売場左側半分が壁で仕切られ、厨房機器を扱う事業者が付属店舗として営業を開始しました。その事業者の家賃は22万円/月とのこと、

その後食堂がオープン、今年春にパン屋がオープンしました。その賃料全てはフレッシュに入ります。市場の残りの半分が市場の売場となる訳ですが、そこにはリサイクルの厨房機器のようなものが積み重ね販売されています。市場（いちば）の気配を感じることが全くできません。（写真参照）

ある方は言いました。「フレッシュさんは賃貸業で食べて行く気なのではないか」「これまで市場で行われていた、農林水産祭りも場所が変わったし、その新しい場所での農林水産祭りに出展もしていないし、やる気があるようには見えない」とのことでした。



貸借対照表

令和 5年 6月30日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	20,214,248	【流 動 負 債】	6,194,427
現 金	1,896,023	買 掛 金	3,487,925
普 通 預 金	454,692	未 払 金	139,253
売 掛 金	9,308,560	未 払 法 人 税 等	71,000
商 品	1,509,181	未 払 費 用	398,000
役 員 貸 付 金	6,875,593	前 受 金	1,408,000
未 収 入 金	170,199	預 り 金	54,946
【固 定 資 産】	4,370,594	預 り 敷 金	400,000
【有 形 固 定 資 産】	3,182,644	受 託 販 売	235,303
車 両 運 搬 具	3,182,644	【固 定 負 債】	22,603,000
【投 資 其 他 の 資 産】	1,187,950	長 期 借 入 金	22,603,000
リサイクル預託金	36,700	負 債 合 計	28,797,427
差 入 保 証 金	1,000,000	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	151,250	【株 主 資 本】	△4,212,585
		【資 本 金】	1,000,000
		【利 益 剰 余 金】	△5,212,585
		(その他利益剰余金)	(△5,212,585)
		繰越利益剰余金	△5,212,585
		純 資 産 合 計	△4,212,585
資 産 合 計	24,584,842	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,584,842



事業所の退去

市場の売場の左半分を借り入れている事業者はこの3月末にて契約解除により退去となっています。

その理由を事業者に聞くと「一般論として契約書に記される場所以外の軒先や通行のない裏側は自由に使用できると考えていたが行政の所有する土地等の資産の貸出は厳格に運用されており、その運用が適正に守られていなかった為で確認不足であった」とのこと。

事業者にとっても大変不幸な出来事ではありますが、その事業者への貸し出しはフレッシュが管理者として行っていることから、フレッシュのきめ細かな対応で事前に行政とのすり合わせを綿密に行っていればあればこのような結果を招かずに済んだのではないかと考えています。

市場活性化に取り組む姿勢がない

2月初旬にある事業者がフレッシュに問い合わせをしました。その内容は、「4月から左半分の売場が空くのであれば借りることを考えたい、ついては3点ほど確認したい」「仕切っている壁は撤去されるのか、自分のところが入るのであれば設備として冷蔵庫を設置したいが良いか、こちらに来るということは、この市場で買い付けをするということ。しっかりと市場の機能を果たしていくという考えはあるのか」と確認したところ、1ヶ月後に回答があり、「壁はそのまま、冷蔵庫の設置は電圧がないからダメ、

市場としてできる範囲でやります」との回答。事業者は、高橋真也社長が、「積極的ではない姿勢であった」との報告を聞き、市場活性化に取り組む気がないと判断し、市場の借り入を断念するに至ったとのことでした。その社長への取材で「フレッシュさんは正式な市場になる前にこの場所で小売を行っており、その後正式な市場になりましたが、今迄何の進歩もないように見えます。要するに市場運営のふりをして賃貸で稼いでいるとしか思えない。折角できた地方卸売市場がこのような状況で運営されていることは残念でならない」とのコメントでした。

気持ちだけでは・・・

市場がオープンした時の宇部日報の記事では次期売り上げは「1億円超えを見込む」「月2回程度のイベントも企画」と語っていた高橋真也社長ですが、イベントの気配は一向にありません。

そして今年の秋には令和5年度の決算が明らかになり売り上げ等の内訳が表にでます。

市民の財産を有効に

令和4年度は本業の青果物での粗利が100万円余りで、賃貸料収入が100万円とどちらが本業か数字で見えてこないのはいかがなものか。山陽小野田市から借りた土地や設備は市民の財産です。「市場運営」のために借りた施設で、しかも議会の承認を得て減免も（家賃は月に約22,000円）されています。怖いのはフレッシュが市場運営できなくなった場合、付属店舗の食堂とパン屋さんは直ちに閉鎖されます。その責任は重大です。

損益計算書

自 令和 4年 7月 1日
至 令和 5年 6月 30日

(単位: 円)

科 目	金 額	額
【純 売 上 高】		
商 品 売 上 高	34,250,187	
販売手数料収入	515,246	
倉庫賃貸収入	1,055,000	
そ の 他 売 上	5,500,000	41,321,433
【売 上 原 価】		
期首棚卸高	943,233	
仕 入 高	32,621,403	
仕入高(生花他)	537,867	
合 計	34,102,513	
期 末 棚 卸 高	1,509,181	32,593,332
売 上 総 利 益		8,728,101
【販売費及び一般管理費】		12,302,772
営 業 利 益		△3,574,671
【営業外収益】		
受 取 利 息	2	
雑 収 入	79,944	79,946
【営業外費用】		
支 払 利 息	194,129	194,129
経 常 利 益		△3,688,854
税引前当期純利益		△3,688,854
法人税、住民税及び事業税		71,000
当 期 純 利 益		△3,759,854

令和 6 年（2024 年） 8 月 2 6 日

山陽小野田市議会議長 高 松 秀 樹 様

議会運営委員長 宮 本 政 志

陳情・要望書の審査結果について（報告）

令和 6 年 4 月 1 9 日付けで受理した陳情書（議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情）について、令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 8 月 2 6 日までに開催した議会運営委員会において審査を行いました。その結果を下記のとおり御報告します。

記

1 陳情・要望書の件名

陳情書（議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情）

2 審査結果

本陳情書に基づいて議員研修会を含む会合の公開の是非を検討したところ、会合の対象者や内容などを考慮し、市民等にも公開することが適当な会合については、積極的に公開すべきという結論となった。

これは「開かれた議会」を標榜していることから性質が許す限り公開を検討することが望ましいため、また、過去には議員向けの研修会を公開で行い、そのときに市民として参加した者が現職議員となっている例があるなど、会合の公開には、市民への議会に対する認知を広める効果や議会に新しい風を呼び込む効果が認められるためである。

なお、会合には様々な性質のものがあるため、ある会合を公開することが適当か否かの判断については、必要に応じて議会運営委員会が行うこととした。

議席表

17	18	19	20	21	22		
中岡英二	前田浩司	大井淳一郎	中村博行	高松秀樹	欠員		

6	7	8	9	
岡山明	矢田松夫	中島好人	山田伸幸	

16	松尾数則
15	福田勝政
14	古豊和恵
13	森山喜久
12	藤岡修美
11	伊場勇
10	宮本政志

5	吉永美子
4	奥良秀
3	恒松恵子
2	白井健一郎
1	笹木慶之

令和6年第3回（9月）定例会議案名

1 市長提出案件（議案15件、諮問4件、報告1件）

○民生福祉常任委員会所管（6件）

- (1) 議案第53号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（保年）
- (2) 議案第54号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（高齢）
- (3) 議案第55号 令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（保年）
- (4) 議案第57号 令和5年度山陽小野田市病院事業決算認定について（病院）
- (5) 議案第62号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（保年）
- (6) 議案第63号 のぞみ園整備事業（建築主体工事・機械設備工事）請負契約の締結について（障害）

○産業建設常任委員会所管（7件）

- (1) 議案第52号 令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について（都市）
- (2) 議案第56号 令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について（公営）
- (3) 議案第58号 令和5年度山陽小野田市水道事業決算認定について（水道）
- (4) 議案第59号 令和5年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について（水道）
- (5) 議案第60号 令和5年度山陽小野田市下水道事業決算認定について（下水）
- (6) 議案第64号 令和5年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（水道）
- (7) 議案第65号 令和5年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益

剰余金の処分について

(水道)

○一般会計予算決算常任委員会所管（2件）

- (1) 議案第51号 令和5年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第61号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について (財政)

○人事案件（4件）

- (1) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (3) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (4) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

○報告（1件）

- (1) 報告第5号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

2 行政報告（2件）

- (1) 山陽小野田L A B Vプロジェクト合同会社の令和5年度決算概要及び令和6年度事業計画概要について (企画)
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和5年度決算概要及び令和6年度事業計画概要について (企画)

令和 6 年第 3 回（9 月）定例会議事日程

会期		令和 6 年 9 月 4 日から 9 月 27 日までの 24 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
9	4	水	午前 10 時	本会議	・会期の決定 ・議席の一部変更 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・常任委員会の所管事務調査報告 ・報告 1 件を報告及び質疑 ・諮問 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議案 15 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・委員会提出意見書案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会(全体会)
9	5	木	午前 9 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
9	6	金	午前 9 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	7	土		休 会	
9	8	日		休 会	
9	9	月	午前 9 時	委員会	・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会

					- 産業建設常任委員会 - 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	10	火		委員会	・委員会予備日
9	11	水		休 会	
9	12	木		休 会	
9	13	金	午前9時30分	本会議	- 一般質問（4人） 1. 白井健一郎議員 2. 森山喜久議員 3. 奥良秀議員 4. 吉永美子議員
9	14	土		休 会	
9	15	日		休 会	
9	16	月		休 会	・敬老の日
9	17	火	午前9時30分	本会議	- 一般質問（3人） 1. 大井淳一郎議員 2. 山田伸幸議員 3. 中島好人議員
9	18	水		休 会	
9	19	木	午前9時30分	本会議	- 一般質問（2人） 1. 矢田松夫議員 2. 岡山明議員
9	20	金		休 会	
9	21	土		休 会	
9	22	日		休 会	・秋分の日

9	23	月		休 会	・振替休日（秋分の日）
9	24	火		休 会	
9	25	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
9	26	木		休 会	・議事整理日
9	27	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和 6 年 7 月 2 日

山陽小野田市議会 議長様

母（王乖彦^{オウカイゲン}）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情

陳情者

住所：〒116-0014 東京都荒川区東日暮里
6-54-4 メゾンドール 403

電話：[REDACTED]

氏名：張^{チヨウ} 一文^{イチブン}

陳情の趣旨：

- 1, 人道的な立場から、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、一刻も早く救出すべく、駐日中国大使館（03-3403-3388）、在中国日本大使館（+86 10 8531 9800）及び日本の外務省（03-3580-3311）に働きかけてください。
- 2, 国に「王乖彦さんの早期救出を求める意見書」を提出してください。

陳情の理由：

私は張一文と申します。10 年前留学のため中国宝鶏から来日しました。今は東京都に住みメディアに勤務しています。中国で逮捕拘留されている母・王乖彦の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母、王乖彦は 61 歳で、陝西省宝鶏市に住んでいます。2024 年 4 月 11 日に、母が友達の家にいる際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入れられ、強制連行され、現在宝鶏市第二留置場（電話：86-917-3572694）に拘束されています。

元々体が弱い母は 34 歳（私は 5 歳）の時、病院で心室性期外収縮と診断され、多くの医学専門家に診てもらいましたが、改善しませんでした。1998 年に、父の同僚に法輪功を紹介され、「真、善、忍」の教えに関心した母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、その後二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999 年 7 月 20 日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残忍な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも 5000 人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。2023 年、陝西省では、少なくとも 215 人の法輪功学習者が迫害を受けています。そのうち、2 人が死亡し、63 人が不法に収容され、13 人が不法に逮捕され、12 人が不法に裁判にかけられ、47 人が不法に家宅搜索され、63 人が嫌がらせを受け、4 人が放浪生活を余儀なくされ、1 人が精神病院に収容されています。また、大連市長であった薄熙来は法輪功学習者から生きたまま臓器摘出を行うことを考え、それを瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が収奪される可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも高くなるのです。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあります。そのため、この 10 年間、親族が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母の不法逮捕によって、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力をお貸しください。ますよう、切にお願い申し上げます。



王乖彦^{オウカイゲン}さんの早期救出を求める意見書（案）

チョウ イチブン

張一文さんは10年前に留学のため来日し、今は東京都に住みメディアに勤務しています。張さんの母親の王乖彦さんは以前、心筋炎や心室性期外収縮で入院し、そのために、張さんの父親の体重は2ヶ月で15キロも落ちました。医者だった王乖彦さんは手を尽くしましたが、治りませんでした。1998年に法輪功を修煉し始めたところ、2人とも病気が治り、それ以来26年間、健康を維持しています。以前は病気の苦しみのために怒りっぽかった張さんの両親は、穏やかで優しくなり、仲睦まじくなりました。

しかし、中国共産党政権は1999年7月20日から法輪功に対しての弾圧を始めました。王乖彦さんは、張一文さんが7歳の時からその弾圧で何回も逮捕されて監禁されました。今回警察は、2024年4月11日に王乖彦さんが他の学習者の家にいたところを不法に連行して陝西省宝鶏市第二留置場に拘束しました。

1999年以来、中国で拷問や迫害により死亡した法輪功学習者は、身元が確認できた人数だけでも5,010人以上に達していて、実際の人数は統計することすらできないと言われています。

現在、留置所に拘束されている王乖彦さんの親族は今でも彼女に面会することさえ許されていません。今、張一文さんの母親、王乖彦さんの身には重大な危機が迫っています。

よって、国におかれましては、人道的見地に立って在日会社員の張一文さんの母親、王乖彦さんの早期救出に全力を尽くすよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月4日

〇〇〇〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

宛先：

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
外務大臣	上川 陽子 様
国家公安委員長	松村 祥史 様
警察庁長官	露木 康浩 様

HELP、助けて



張一文

私が生まれ育った中国には言論の自由がない。メディアは中国共産党の代弁者であって、日本のマスコミのような報道機関は存在しない。

中国の報道機関はいつも共産党政権に同調し、言いなりになっている。1999年7月20日に共産党が法輪功に対する迫害を始めた時も、すべてのテレビ局や新聞社はいっせいに法輪功を誹謗中傷する内容を報道した。私たちは声を上げたとしても上げられない状況だった。

私はその影響で、今回の「母の不法逮捕」までその恐怖と隣り合わせで生きてきた。



▲ 衆議院第二議員会館にて請願、母・王乖彦の解放を求める

不法に勾留された母

今年（2024年）、私の母・王乖彦（オウ・カイゲン）は中国の留置場で勾留された。

4月15日、陝西省宝鶏市第二留置場から父に、「王乖彦が施設内で生活するために、日用品を買う金が必要だ」という連絡が入った。単身赴任中の父は、その一報で初めて母が勾留されていることを知ったという。日本では考えられない対応だ。

私は「明慧ネット」という安全な情報サイトを通じて、母が他の法輪功学習者とともに不法に逮捕されたことを知った。すぐに中国の公安や留置場などに電話をかけたが、母との会話などは一切許されなかった。

母が不法に逮捕されたのは今回が初めてではない。1999年から今に至るまでの25年の間に、私の母は何度も不法に逮捕され判決を受け、投獄されてきた。私が育つ中で、母と過ごせた時間はわずか5年にも満たないものだった。私は以前友人に、冗談まじりに「母はいるが、他人から見れば片親で育った子供に見えるかもしれない」と言った。誇張ではなく、中国にいた時は、警笛を聞くだけでいつも緊張し、母が逮捕されるのではないかと常に恐れていた。

「真、善、忍」を肝に銘じて

1998年、私が6歳の時、家族で法輪功の修煉を始めた。

当時、心臓病を抱えていた母は、知人の紹介で中国で人気の健康法である気功に目を向けた。なかでも法輪功は、奇跡的な健康効果から中国全土で一大ブームを起こしていた。

両親は法輪功の「真、善、忍」の理念に深く感銘を受け、「これこそ自分が待ち望んでいたものだ」と思ったそう。修煉を始め、「真、善、忍」に従って自分を律してきたら、現代医学では解釈できない奇跡が両親の身に起き、2人とも自然と病気が治った。



▲ 天安門広場で法輪功学習者を押さえつける警官

母は修煉する前、計算高い人だった。法輪功を修煉してからは、他人のことを優先して考えるようになり、寛容さや慈悲の心、道徳を重んじるようになった。私は複雑なことは理解できなかったが、当時から「真・善・忍」の教えをずっと肝に銘じている。

国家ぐるみの迫害

1999 年には、法輪功学習者の数が当時の中国共産党員の数（約 6350 万人）を上回った。

当時の共産党トップ・江沢民は、そんな法輪功の人気に嫉妬し、恐怖を覚えた。「真・善・忍」の理念が広がれば、嘘と暴力で維持されている共産党政権の支配は崩れてしまうからだ。

そこで、江沢民は法輪功への迫害を始めた。それまで中国全土で広く称賛されていた法輪功は、一夜にして「危険なカルト」として中傷されるようになった。



▲ 1999 年以前、北京の法輪功学習者が煉功する

法輪功に対する迫害は国家規模で行われた。多くの地域の学校で、法輪功に反対する署名活動や宣伝活動が実施され、教科書には法輪功を貶める内容が掲載された。法輪功学習者を発見して警察に通報した国民には、報奨金が与えられた。

当時教師だった母の上司は公安に協力し、母の給与を月 2 万円以下にカットした。それは母に修煉を放棄させるためだった。私が子供の頃に法輪功と一緒に学んだ友達とは、迫害が始まってからはほぼ誰にも会っていない。親が殺されてしまった子も数人いる。

実際、中国の法律では、法輪功は違法とはされておらず、カルトでもない。2011 年 3 月 1 日、中国新聞出版署長は、法輪功関連印刷物の出版を禁止する 50 号の禁止命令を取り消し、法輪功の全ての出版物や宣伝資料が合法であると宣言した。

法律で規定されていなければ罰することはできないということは、法の基本原則だ。法輪功を「カルト」と定義した唯一の文書は、最高人民法院と最高人民検察院が出した内部通知に過ぎず、これらは法的根拠としては成立しない。

恐怖が消えた

4 月に母が拉致されたと聞いて、私は様々な政府機関に電話をかけ、母の釈放を求めた。

政府関係者に電話をかけるのは初めはかなり怖かった。ある日、電話で母の釈放を求めていたとき、相手の声がかなり緊張しているように聞こえた。ふと「彼らも怖がっているのではないかと」気づいた。彼らは自分たちの悪事が暴かれることを恐れている。そのことに気づくと、私の恐怖心が、全てではないが、自分が感じるほど自然と消え去った。

私は大紀元の記者として、中国共産党にとって都合の悪い真実を日本社会に伝えている。これまでは、中国にいる家族が嫌がらせを受けることを心配して、本名と顔を出さないようにしていた。

今回、母の救出活動をきっかけに、自分の考えも一変した。私が堂々とすればするほど、法輪功迫害に対する世間の関心が高まれば高まるほど、中国共産党当局は私の家族への迫害をためらうだろう。

母は恨まなかった

私はこれまで、無実の人々を逮捕し、裁きにかかる中国の役人を、全員悪者だと思っていた。しかし、母は違った。

母は 7 年前にも拘束されたが、その時の法廷での陳述で、「法輪大法の信念を迫害する行為は犯罪にあたるので、その罪を犯さないでほしい」と役人に呼びかけ、迫害停止を訴えていた。母の慈悲深さと真相を伝える姿勢は、裁判官や検察官に深い感銘を与えたそうだ。

この話は最近初めて知った。直接迫害を受けた母には怨恨の心がないのに、私には中国共産党の嘘に騙された人々を責める心があった。そんな自分の怨恨の心を私は恥じた。

無関心の恐ろしさ

多くの中国人は「法輪功は自分には関係ない」と思って、この問題を見逃している。それは、中国共産党のおかげで自分の暮らしがあると洗脳されている。

私は日本で信仰の自由を享受できている。しかし母国では、友人や家族が信仰を貫こうとしただけで家庭や仕事、自由、そして命さえも失っていくのを目の当たりにしてきた。

この恐ろしい迫害を国民が黙って見過ごしたことで、生体臓器摘出の被害者は法輪功学習者のみならず、少数民族、若者や子供たちにまで広がってしまっている。これは悲劇だ。

今まで中国国内で拷問や迫害により死亡した法輪功学習者は、身元が確認できた人数だけでも 5000 人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われている。母を一刻も早く救出するために、どうか力を貸してください。

米下院 「法輪功保護法案」 可決

【明慧日本】米下院は6月25日、『法輪功保護法案』を全会一致で可決した。同法案は、中国共産党（以下、中共）による法輪功への迫害を問題視。法輪功学習者（以下、学習者）からの生体臓器収奪という中共の犯罪を非難し、それに関与した者には資産の凍結や米国への入国禁止といった制裁を科す。

中国の強制的な臓器摘出に制裁

『法輪功保護法案（H.R.4132）』は、ペンシルベニア州共和党のスコット・ペリー下院議員ら18人の超党派の議員に

よって提出された。今後は上院に提出され、可決後に大統領が署名することで成立する。

ペリー下院議員は採択前の演説で、次のように述べた。「1999年以来、法輪功は中共政府による迫害の対象になっています。法輪功は心と体を修める功法であり、その学習者は『真・善・忍』の原則を遵守しています。1999年、中共は7000万人から1億人が法輪功を学習していると推定していました」

「法輪功は中国で人気がありますが、中共によって残酷に迫害されて

います。法輪功を学んでいる人は不法に拘束され、拷問によって苦しめられ、重労働を強いられ、さらには臓器収奪によって殺害されることさえあります」

「『法輪功保護法案』は、中共による臓器収奪に加担もしくは支援する者に制裁を科すものです」

法輪功への迫害は「基本的人権を侵害」

同法案によると、臓器の強制摘出による人間の殺害は、「医療倫理の普遍的基準に対する重大な違反」。そして中共による法輪功への広範で組織



的な国家主導の迫害は「明らかに学習者の基本的人権を侵害」しており、ジェノサイド（特定の集団の絶滅を目的とした大量虐殺）に該当する可能性もあるという。

迫害は直ちに終結しなければならない

また同法案では国連人権理事会に「法輪功への迫害について中国を正式に非難するべき」と指摘するとともに、「中共による国家主導の法輪功への迫害は、直ちに終結しなければならない」とした。

記事の出典：明慧（ミンフイ）ネット日本語版
米下院で「法輪功保護法案」可決
<https://jp.minghui.org/2024/06/27/101273.html>



『法輪功保護法案』
（H.R.4132）
日本語翻訳版



関連報道（NTD Japan 動画）：
米下院「法輪功保護法案」可決
日本の議員「各国も追従を」



中共による臓器狩りの被害者 実体験を語る

【明慧日本】中国出身の法輪功学習者・程佩明さんは7月3日午後、米国ワシントンD.C.で開かれた記者会見で、中共から臓器を強制摘出された実体験を語った。

縫合された傷跡

程さんは記者団に、上半身左側の縫合された傷跡を見せた。

程さんは、黒龍江省鶏西市出身。1998年3月から法輪功を学んでいるという。記者会見で「中共が1999年

に（法輪功の）弾圧を開始して以来、私は5回も迫害されました。2001年12月、私は不当に懲役8年の実刑判決を宣告されました。その間、強制的な臓器摘出を含め、様々な拷問を受けました」と話した。

麻酔を強制され臓器摘出

程さんは、自らの体験を語った。「2004年11月16日、私は身体的な問題はありませんでしたが、大慶第四病院へ連行されました。

警官は私の家族に、私が危篤状態にあり手術による死亡確率は80%だと告げました」

「彼らは私に手術のサインを求めましたが、私は拒

否しました。その時、6人の警官が私を押さえつけ、麻酔をかけました。19日に目が覚めると、右足は病院のベッドに手錠で固定され、腕や足には点滴が刺され、鼻には酸素チューブが差し込まれていました」

「23日、私は大慶刑務所に戻されました。その後、担架で監房に運ばれました。当時、私は毎日咳き込んでいて、左肋骨が痛くてしびれ、起き上がることもできませんでした。今でも左腕と肋骨に鈍い痛みがあります」

「趙という警官は、手術の間、銃を持って警備していました。受刑者たちは、私が移植手術を受けたことをみんな知っていました」

病院から逃亡

程さんによると、2006年3月2日、刑務所は突然、程さんを大慶龍南病院に強制連行した。医師からは手術をされると言われたが、その時の程さんの体調に異常はなかったという。

3月3日午前2時、警備員が寝ている間に、程さんは病院の非常階段を下りて逃げ出した。その後、地元の公安は市の全域を搜索した。中共公安部は5万元（約110万円）の懸賞金をかけて程さんを指名手配した。

2006年、程さんは明慧ネットで、学習者が臓器を収奪された記事を読んで恐怖を感じたという。「病院での体験を思い出すと、身体が震えました。2ヶ月間、

服を脱いで寝る勇気がありませんでした。2004年に大慶病院で『移植』手術を受けた意味を理解しました」

米国政府に感謝

程さんは、2015年に中国から逃亡した。そして米国政府の人的救助のおかげで、2020年に米国に到着した。「一連の健康診断の結果、肝臓と肺の一部が強制的に摘出されたことが確認されました」と程さん。

「私はあらゆる困難を乗り越えて悪魔の巣窟から抜け出しました。私の願いは、自分の悲惨な体験を公開し、中共の残酷な迫害と臓器狩りを暴くことです。そして、中共による凶悪犯罪を一刻も早く制止することを願っています」



記事の出典：明慧（ミンフイ）ネット日本語版
中共による臓器狩りの被害者 ワシントンで実体験を語る
<https://jp.minghui.org/2024/07/05/101383.html>



関連報道：

EPOCH TV 動画（有料）
強制臓器摘出を生き延びた人が経験を語る



2024 年 8 月 16 日

山陽小野田市議会

議 長 高松 秀樹 様

小野田 3929 C-202

樋口晋也

議会運営に関する陳情書

1、議会改革先進議会として山陽小野田市議会では、多くの他議会からの視察を受けているようですが、一定のルールを定めその受け入れを行なった際の議事録或いは概要を記録として残すことを要望します。

2、議会運営委員会で議会運営についての協議が行われる中、「議員に対してしっかりと説明すべきではないか」との意見に「委員長がいちいち説明しない。議員個人の問題である」との発言があり、その際に議長より「議会は教育の場ではない」とのお話がありました。

では議員研修会は何故実施されているのでしょうか。議会全体の底上げを行う事が目的であれば高度な議論や政治判断についての議員研修会だけでなく、基本的な考え方を学ぶ「研修会」があっても良いのではないのでしょうか。

「議員個人の問題」と「議員研修会」の題材の選択の境界線はどこにあるのでしょうか。

いくら高度な内容の研修会が行われたとしても、それを理解できない議員を、「個人の問題」として片付けてしまっては議会の発展は望むべくもありません。何故なら議会は合議制であり多数決により物事を決するからです。

上記により、議員研修会の内容についての再考と、開催回数の見直しを求めます。

以上



2024年8月23日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹様

小野田 3929 C-202
樋口晋也

陳情書説明書

陳情内容1について

山陽小野田市議会が、他議会の受け入れ時に何らかの記録を残すことを求める陳情内容を記しておりますが、その提出理由について2点ありますので申し添えます。

陳情理由

市議会の活動は市政同様後世に残っていくものです。

過去に発信したこと、今発信していること、これから発信していくこと、これらは時代と共に変化していくものです。

当市議会がその時にどのような発信をしたかは、とても貴重な資料となるものではないでしょうか。

その時々山陽小野田市議会が他の議会に何を発信したかを残していくことには大切な意味があると考えます。これが1点です。

2点目は、本陳情についてもっとも考えていただきたいことでマンパワー不足への配慮についてです。

今春、議会事務局の増員がありましたが、まだ十分でないことは承知しています。

この増員は事務局の皆さんが「踏ん張って」「頑張って」議会を支えるために努力した結果として実現したものだと思っております。

「鶏が先」か、「卵が先か」ではありませんが、本当に議会が成熟し事務局も共に汗をかく時には増員も自ずとついてくるものだと考えております。

議員と事務局との関係性をしっかりとご認識いただき、議会本来の役割を事務局への配慮によって見失う事がないようにとの思いからの提案です。議会の認識について改めて問うものです。

以上



山陽小野田市議会議長

高松 秀樹 様

地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生百年時代を見据え、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減、孤独・孤立の防止などに貢献しています。

コロナ禍が収束し、社会経済活動も回復基調にある中、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

私たちは、このような地域社会の期待に応えるべく、引き続き、会員数の持続的な拡大に向け、特に女性会員の拡大や企業退職者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところです。

他方で、いくつになっても活躍できる就業機会の創出、とりわけ会員の高齢化が進展する中、八〇歳を超えても活躍できる就業環境の整備も喫緊の課題の一つです。

こうしたシルバー人材センターにおける就業やボランティアなどの様々な活動は、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業

②子育て中の現役世代や子供たちへの支援、空き家管理・墓地清掃など地域への貢献度が高い事業や遊休農地・休耕地を活用した農場運営など地域の課題解決に資する事業

③人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業

等を重点に取り組むとともに、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センターのデジタル化をより一層進めることにより、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります。

つきましては、令和七年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、新たに独自事業への立ち上げの支援、また都道府県・市区町村においても、厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保やセンターに対する事業発注、さらに現在取り組んでいる契約方法の見直しに関し、シルバー人材センターが安定的な運営が可能となるよう、契約事務における適切な対応を強く要望いたします。

令和 六 年 八 月 二十 日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

令和 六 年 度 定 時 総 会

公益社団法人 山陽小野田市シルバー人材センター

